

2008年日本政府年次報告(案)
「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第142号)」
(2003年6月1日～2008年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項は以下のとおり。

[第1条]

○効果的な調整が確保されている方法について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

「また、国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画(雇用対策基本計画)を策定しなければならないこととされている(同法第4条第1項)。雇用対策基本計画の策定に当たっては、労働省職業安定局を中心として、各施策について充分な調整を行っているところである。」を「また、国は、雇用対策法施行規則第1条第1項に基づき、今後講じていく雇用政策の方向性を示す「雇用政策基本方針」を策定し、公表するものとしている。なお、雇用政策基本方針の策定に当たっては、厚生労働省職業安定局を中心として、職業能力開発施策を含めた各施策との充分な調整を行っているところである。」に改める。

○政策及び計画が雇用及び公共職業安定組織と関係づけられている様

(1)について

前回までの報告について、雇用対策法第8条は第13条へ、職業安定法施行規則第17条は第16条へ変更している。

○関係を有する団体または機関について

(1)職業指導について

前回までの報告について、雇用安定法第4条は第5条へ変更している。

(2)職業訓練について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

政府部内における職業訓練に関する組織としては、厚生労働省に職業能力開発局が、各都道府県に職業能力開発主務課が置かれている。国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県等が公共職業能力開発施設(職業能力開発校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校)を設置しており、これらの施設において職業訓練が行われている。なお、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県等が行う職業訓練については、独立行政法人雇用・能力開発機構及び地方自治法により、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県等に分掌されており、両者は国の予算面及び実施面の監督の下に職業訓練を進めている

○現在実施されている政策及び計画について
前回までの報告について、以下のとおり改める。

現在、2008年2月に策定した雇用政策基本方針に掲げられた雇用施策の方向性に基づき、経済社会の激しい変化により様々なリスクが増大する中、労働者の職業能力開発等職業キャリア形成の基礎となる「雇用・生活の安定、向上」と、職業人生の発展が図られるよう「職業キャリアの発展、安定」が確保されること等を目指し、職業指導、職業訓練等の施策を総合的に推進しているところである。これら施策の推進に当たっては、本条約の第1条第2項から第4項までに規定されている事項について次のとおり充分に配慮することとしている。

①地域的・全国的な求職状況・雇用機会・雇用問題について
前回までの報告について、以下のとおり改める。

我が国の職業指導に関する施策は雇用対策法第1条及び職業安定法第1条に規定されるとおり、労働力需給の均衡の促進、職業の安定等を目的とする雇用施策の一環として遂行されているものであるので、当然のこととして、求職状況、雇用機会及び雇用問題に妥当な考慮を払った上策定・実施されている。

②経済的・社会的・文化的発展の段階・水準、人的資源開発の目的と他の目的との相互関係について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

雇用政策基本方針の策定に当たっては、2007年1月に決定された日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示す「進路と戦略」を考慮し、政府の策定する経済全般に関する計画を踏まえつつ、その内容を決定しており、我が国の職業指導に関する計画は、かかる経済的、社会的側面を考慮して策定されている。

③国内事情に適する施策の推進について
前回までの報告について、以下のとおり改める。

雇用政策基本方針に基づく施策の推進に当たっては、適切なマクロ経済運営の下で、労働者の雇用・生活の安定に必要な役割を果たす社会保障政策、産業政策、教育施策、少子化対策等とも連携し、相互に整合性を保ちつつ、国内事情に適合する施策の推進に努めている。

〔第2条〕

(1)職業指導について

前回までの報告中、(1)(2)に掲げた職業安定法施行規則第17条第1項は同則第16条第1項へ、(1)(3)に掲げた職業安定法第25条の2、第25条の3、第24条はそれぞれ第26条、27条、26条へ変更している。

(3)一般教育、技術教育、職業教育及び教育指導について
前回報告を以下のように改める。

我が国の学校制度の基本的な枠組みは、初等教育を行う小学校、中等教育を行う中学校、高等学校、中等教育学校、高等教育を行う大学、短期大学、高等専門学校に分けられる。なお、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程）は義務教育とされている。以上に加え、専修学校及び各種学校と呼ばれる教育機関があり、幅広い年齢層の人々に対し、教育を提供している。

学校における技術教育、職業教育は各学校段階で行われており、具体的な内容は次のとおりである。

小学校においては「図画工作」及び「家庭」が、中学校においては「技術・家庭」が必修教科となっている。高等学校は、普通教育を主とする学科（普通科）と専門教育を主とする学科（専門学科）に分けられ、専門学科の大部分は農業、工業、商業、水産等の職業教育を行う職業学科である。

大学、短期大学においては、分野に応じた専門教育が行われている。

高等専門学校は経済の発達、科学技術の進展等による技術者養成の要望に対応して、1962年に発足した制度であり、中学校卒業者に対して工業、商船に関する職業・技術教育を5年間の一貫教育により行うことによって、専門的技術者を養成する教育機関である。

専修学校は1976年に発足した制度で、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成等を目的として1年以上の教育を行う教育機関であり、中学校卒業程度の者を入学させる高等課程、高等学校卒業者程度の者を入学させる専門課程、入学者の学歴資格を問わない一般課程の三つの課程に分離されている。各種学校は、学校教育に類する教育を行うとされ、幅広い年齢層の人々に対し、職業や生活に必要な知識、技能の教育を行うものである。

〔第3条〕

○第1項について

(1)雇用情報の提供等について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

①について

前回までの報告について、雇用対策法第6条は第11条へ変更している。

②について

また、職業指導については、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づいて実施するとともに、障害者や新たに職業に就こうとする者など特別の指導を加えることを必要とする者に対して、実施しているところである（職業安定法第22条）。

全国の公共職業安定所においては、就職までに踏む段階に応じた支援を用意した上で、次のとおり職業指導を行っているところである。

I. (2)に該当する者以外の者に対しては、その状態の把握を行い、それに応じて次の支援を織り交ぜた職業指導を行っている。

i 綿密な個別面接相談等により、就職を妨げている問題を特定し、各問題の内容に応じて個別相談、セミナー、キャリアコンサルティング、カウンセリング等を実施して問題解決を図る支援

ii iに当たる就職を妨げている課題が特に見受けられない者については、求人情報の提供を中心に、応募に向けた相談や助言等により求職者が適切な職業選択を行えるようにする支援

II. 障害者、高齢者等就業機会の確保が困難であり、適応上の問題を生ずる場合もある者に対しては、ケースワーク方式等により、細やかな指導・援助を行うなど、求職者の状態に応じた専門的な職業指導、職業紹介を実施しているほか、新規卒業者に対しても、学校と協

力して雇用情報の提供、職業指導を行っている。

(2)職業指導制度の拡充について

前回までの報告中、レディースハローワークについて、以下のとおり改める。

1991 年度より女性の就業ニーズに的確に対応するための女性専門の公共職業安定所として「レディースハローワーク」を設置し、1999 年度からは「レディースハローワーク」に替えて再就職を希望する者等に対して育児・家事等と就職の両立を支援する「両立支援ハローワーク」を設置し、職業指導の充実を図ってきたところである。

さらに、2006 年度からは、両立支援ハローワークに替えて、子育てをしながら就職を希望する女性等に対する就職支援を重点的に実施する「マザーズハローワーク」等を新たに設置し、求職者のニーズを踏まえた担当者制による職業相談や地方公共団体等との連携による子育て情報の提供を行うなど、職業指導の充実を図っている。

(3)障害者に対する職業指導について

前回までの報告を以下のとおり改める。

障害者に対する職業指導については、障害者の雇用の促進等に関する法律第11条において、公共職業安定所は、障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものと規定されており、安定所が障害者に対して 1 人ひとりの障害に配慮した手厚い職業指導を行っている。併せて同法第2条第7号において、職業指導等障害者の職業的自立を図るための措置を職業リハビリテーションとして位置付け、医療、保健福祉、教育等の関係機関との有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の特性に配慮した一連の過程として、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する障害者職業センターにおいて、これを実施している。

○第 2 項及び第 3 項について

(1)情報の種類について

前回までの報告中、雇用対策法第6条は同法第11条に変更している。

〔第5条〕

前回までの報告を以下のとおり改める。

・第 1 パラグラフについて

削除する。

・第 2 パラグラフについて

以下を追加する。

2006 年 7 月に「第 8 次職業能力開発基本計画」を策定した。

・第 3 パラグラフについて

以下のとおり修正する。

さらに、職業指導及び職業訓練に関する施策を含む雇用政策基本方針を公・労・使の 3 者で構成される労働政策審議会職業安定分科会における意見を踏まえ、2008 年 2 月に策定したとこ

ろである。

3. 質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅦについて
報告すべき特段の事項はない。

4. 質問Ⅷについて
(使用者団体)日本経済団体連合会
(労働者団体)日本労働組合総連合会